2017年度 大学·大学院奨学生募集要項

公益財団法人 朝鮮 奨学会

本 部 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-8-1 新宿ビル 9 階 電話 03-3343-5757 fax 03-3344-3947 関西支部 〒536-0007 大阪府大阪市城東区成育 5-22-10 電話 06-4255-3618 fax 06-4255-3617

ホームページ http://www.korean-s-f.or.jp

公益財団法人 朝 鮮 奨 学 会 2017 年度 大学·大学院奨学生募集要項

1. 応募資格

次の事項に該当する者

- ①日本の大学の学部(短期大学も含む)および大学院の正規課程(通信課程は除く)に在籍している韓国人・朝鮮人学生(特別永住者証明書・在留カード〈または外国人登録証明書〉の国籍表示が韓国もしくは朝鮮)。本国からの留学生を含む。
- ②成績が優良で学費の支弁が困難な者。
- ③2017年4月1日現在、学部生は満30歳未満、大学院生は満40歳未満の者(継続応募者は除く)。
- ④法科大学院の未修コース (3年制) に限り 2学年以上の者。
- ⑤他の奨学金を受給していない者。ただし、貸与奨学金、本会奨学金と同額未満の給与奨学金、 学内奨学金は受給していても応募できる。

2016年度本会の大学・大学院奨学生であった場合

- ・進級して学部および修士課程・博士課程・専門職課程に在学している者は継続生として応募できる。
- ・学部生の学業成績は、修得総科目の成績評価値が原則として2.7以上であること。

(優=5、良=3、可=1とするその平均値)

- ・進学して修士1年生もしくは博士1年生になった者は新規生として応募できる。
- ・短期大学卒業後、4年制大学の3年生以上に編入した者は新規生として応募できる。
- ・2016年度に採用されたのち途中辞退した場合は新規生として応募できる。
- ・留年した者、学部を卒業して学士編入した者は応募できない。
- ・大学院において各課程の最短履修年限を超えて在籍している者は応募できない。

2016年度本会の大学・大学院奨学生でなかった場合

- ・新規生として応募する。
- 過去に本会の奨学生であっても2016年度本会奨学生でなかった場合は、新規生として応募する。
- ・学部生の学業成績は、修得総科目の成績評価値が原則として2.7以上であること。

(優=5、良=3、可=1とするその平均値)

- ・学部1年生は、高校3年次の成績評価値が5段階で原則として3.2以上であること。
- ・高等専門学校(高専)の専攻科に進学した者は、新規生として応募できる。
- ・大学院において各課程の最短履修年限を超えて在籍している者は応募できない。
- ・本国からの留学生で、交換留学生として在学している者は応募できない。
- ・研究生、別科生、専攻生、聴講生は応募できない。

※韓国人留学生の新規応募については、「5. 応募方法」の「②留学生」を参照すること。 ※応募資格について不明な点は、本会に問い合わせてください。

2. 奨学金金額と募集人数

		奨学金金額		募集人数	前年度 採用実績
学部生		月額	25,000円	未定	762名
大学院生	修士課程・専門職課程	月額	40,000円	未定	115名
	博士課程	月額	70,000円		

◇本会の奨学金は給付制であり、返還の義務はない。

3. 給付期間

奨学金の給付期間は1年間(4月~翌年3月まで)である。

※6年制(医・歯・薬・獣医系)の学部生の最長受給年限は4年間である。

※博士課程(博士後期課程)の最長受給年限は2年間である。

4. 募集期間

継続応募者 2017年4月1日(土)~**4月25日(火)** (4/25消印有効) 新規応募者 2017年4月1日(土)~5月1日(月)(5/1消印有効)

※継続・新規応募者で締切日が異なるので注意すること。

※締切日または前日の場合は速達にすること。

5. 応募方法

①特別永住者等 (永住者、定住者、家族滞在などを含む)

個人で応募できる。

②留学生

継続応募者は個人で応募できる。

新規応募者は個人で直接応募できない。各大学の奨学金担当の部署を通じてのみ応募できる。

大学ごとに募集方法や書類の提出期日が異なるので、大学の担当部署に問い合わせること。

※2015年度本会奨学生であって修士課程もしくは博士課程に進学した韓国人留学生は、新規生になるが、個人で応募できる。

※書留・特定記録などの配達の記録が残る方法で送付すること。

※大阪・京都・兵庫・滋賀・奈良・和歌山の大学に在学している者は関西支部に、それ以外の地域は本部に郵送すること。

※本会事務所の窓口では直接受付けない。

※日本国外から送る場合は、EMS (国際スピード郵便)など伝票が手元に残る方法で郵送すること。

6. 応募書類

① 大学・大学院奨学生願書 本会所定様式:4ページ② 研究計画書(大学院生のみ) 本会所定様式:2ページ

③ 在学証明書 2017年4月1日以降発行のもの。コピー不可。

④ 学業成績証明書 コピー不可。「成績通知書」不可。

⑤ 推薦書 本会所定様式:親展にすること。 **※学部生の継続応募者は不要。**

⑥ 特別永住者証明書・在留カード 本会所定様式に「カードの表裏のコピー」を貼り付けること。 にまたは外国人登録証明書)のコピー 応募者本人の国籍及び在留資格が表示されている住民票も可。 ただしコピー不可。

⑦ 収入等に関する調査書

本会所定様式に「収入等に関する書類」を貼り付けること。 調査書A:特別永住者等(永住者、定住者、家族滞在などを含む)用

調査書B: 留学生用

※主たる家計支持者が日本国内で就労している場合は、「調査書A」を提出すること。

長形3号封筒

⑨ 応募書類チェックシート

本会所定様式

◇応募書類の作成においては、「記入の手引き」を参照すること。

7. 願書請求方法

⑧ 返信用封筒

願書等の様式は本会ホームページからダウンロードできる。また、本部・関西支部で配布する。

8. 選考と結果

書類審査と必要により面接審査を行う。面接を行う場合は別途通知する。

選考結果は、継続応募者は6月中旬、新規応募者は7月中旬までに大学と応募者本人に文書で通知する。選考結果(「採用」及び「不採用」)についての問い合わせには応じない。また、提出した応募書類は返却しない。

※採用された学生は本会の諸行事に必ず出席しなければならない(遠方地の者については考慮する)。

※応募後に本会奨学金と同額以上の他の給与奨学金の受給が決定した場合は必ず連絡すること。

※応募書類によって得た個人情報は、選考および応募者本人との連絡以外の目的には使用しない。ただし奨学金の重複受給 を確認する目的に限り、他の奨学団体に姓名・生年月日等を開示することがある。

公益財団法人朝鮮奨学会について

○本会の歩みと現在

朝鮮奨学会は日本で勉学している同胞学生を支援するための奨学育英機関で、110余年の歴史があります。 1943年、日本政府から公益事業をする「財団法人朝鮮奨学会」としての認可を得ました。

歴史の流れとともに幾多の変遷がありましたが、1957年に所属団体や思想・信条の違いなどを超越し、在日 同胞が一致団結して理事会を再建しました。その後、日本の学識経験者とともに理事会・評議員会を構成して今日 まで同胞学生のための育英事業を推進しています。

奨学会は現在、東京の新宿(本館)、代々木(別館)と大阪(関西奨学会館)にビルを所有し、これらの基本財産から得られる収益で、日本の高校・大学・大学院で学ぶ同胞学生に奨学金を給付するなどの事業を行っています。 奨学会は日本政府からも本国の南・北の政府からも財政的援助を受けず、自主財源のもとに運営されています。

2012年7月31日、新公益法人制度のもと公益認定を取得し、同8月1日、「公益財団法人朝鮮奨学会」に 移行しました。

○主な事業

朝鮮奨学会は、成績優良でありながら学費の支弁が困難な在日同胞学生と留学生に奨学金を給付しています。 大学・大学院の奨学生は1961年からの本格的な奨学金給付事業の再開以来、延べ約3万1千名、高校・高専の奨学生は1966年以降で延べ約4万7千名になり、その奨学事業費の総額は約145億円に達します。

奨学生を対象に講演会や国語講座、ウリマル発表会を行い、会報誌「セフルム」を通して民族の心と文化を育み、 交流会や懇談会を開いて親睦をはかっています。また、大学院生の研究発表会を開催し、学術研究の奨励を行って います。

公益財団法人朝鮮奨学会定款

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の諸学校に在学する韓国人・朝鮮人学生等の奨学援護を行うとともに、 学術奨励と研究助成を行い、もって有為な人材育成と国際交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金給付
- (2) 学生支援及び学術研究奨励
- (3) 会館の運営
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

奨学金給与規程

※公益財団法人移行に伴い、新しい定款に基づく 「奨学金給与規程」を現在策定中です。

第1章 総 則

財団法人朝鮮奨学会寄附行為第4条に基づきこの 規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、韓国人・朝鮮 人であって、学校教育法第1条に規定する 高等学校、大学 (大学院を含む) に在学し、 学業、人物ともに優秀で、かつ健康であっ て、学資の支弁が困難と認められるもので なければならない。